

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の規定による
登録建築物エネルギー消費性能判定機関への
建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 8 条の規定により、公示する。

平成 29 年 4 月 3 日

宮崎市長 戸 敷 正

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日
平成 29 年 4 月 3 日